

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、 はり師及びきゅう師向け オンライン資格確認導入に関する説明会

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」、また、施術所を併設している場合の対応
3. 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求（令和6年12月2日以降の取扱い）
4. オンライン資格確認の導入手順
5. オンライン資格確認導入後の施術所等における資格確認の流れ
6. オンライン資格確認導入済み施設の公表
- 7.マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物
8. 施術所等向け総合ポータルサイト・問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために



1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要

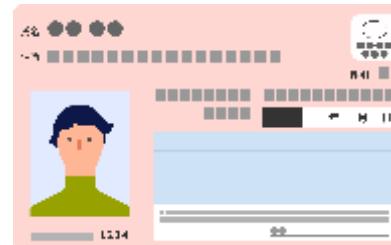
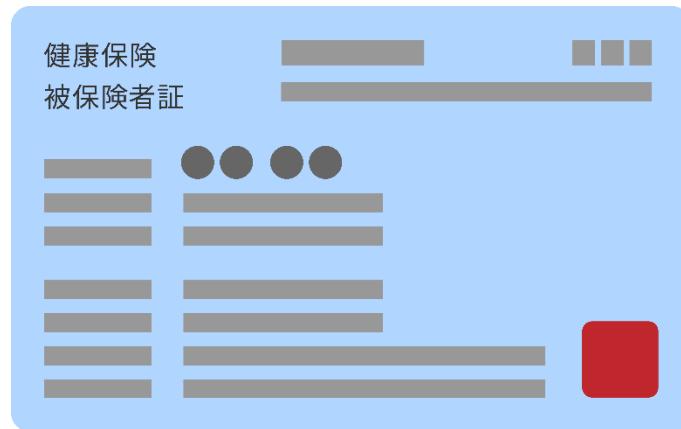
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 令和6年（2024年）12月2日より健康保険証が新規発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行されます。
- 受領委任払いを行っている柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所においては、令和6年4月よりオンライン資格確認（資格確認限定型）の運用を開始しており、令和6年12月2日以降、原則義務化されます。



※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

※令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- オンライン資格確認（資格確認限定型）とは、パソコンやタブレット、スマートフォン等を用いて、マイナンバーカードを読み取り、患者の保険資格情報を確認する仕組みです。患者の最新の保険資格情報をその場で確認することができます。
※患者の診療情報等は取得しません



※パソコンやタブレットはマイナンバーカードを読み取るための汎用カードリーダーが必要です。

※対象の機種については、以下の施術所等向け総合ポータルサイトの掲載記事をご確認ください。

[\(更新\) 【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について](#) (クリックでポータルサイト掲載記事へ)

2024年12月2日からオンライン資格確認の導入が 原則義務化される施設におけるオンライン資格確認の導入状況

第184回社会保障審議会
医療保険部会（令和6年11月21日）
資料3・一部改変

(2024/11/17時点)

1. 柔道整復師施術所全体

利用申請済施設数

30,617施設 **(64.4%)** , 25,683施設 **(54.0%)**

準備完了施設数

(参考) 全施設数 47,574施設

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

利用申請済施設数

9,128施設 **(25.6%)** , 5,927施設 **(16.6%)**

準備完了施設数

(参考) 全施設数 35,694施設

(※) 令和6年12月2日の原則義務化に向けて、

- ・補助金との活用等を改めて周知とともに、
- ・利用申請後の対応の案内や、運用開始の報告など、施術所の状況に応じた必要な周知等の支援を行う。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン・タブレット等に接続する市販の汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器）の購入等に係る事業を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助

3. 助成金の申請期限

- 令和7年2月1日まで

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

2. オンライン資格確認義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」、施術所を併設している場合の対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認の導入の義務化の対象外となる 「やむを得ない（場合）事由」について

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

- 柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化となる。
- 一方、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を発出済。

1 - 1. 【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1 - 2. 【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齢（※1）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

（※1）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）

3. 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合

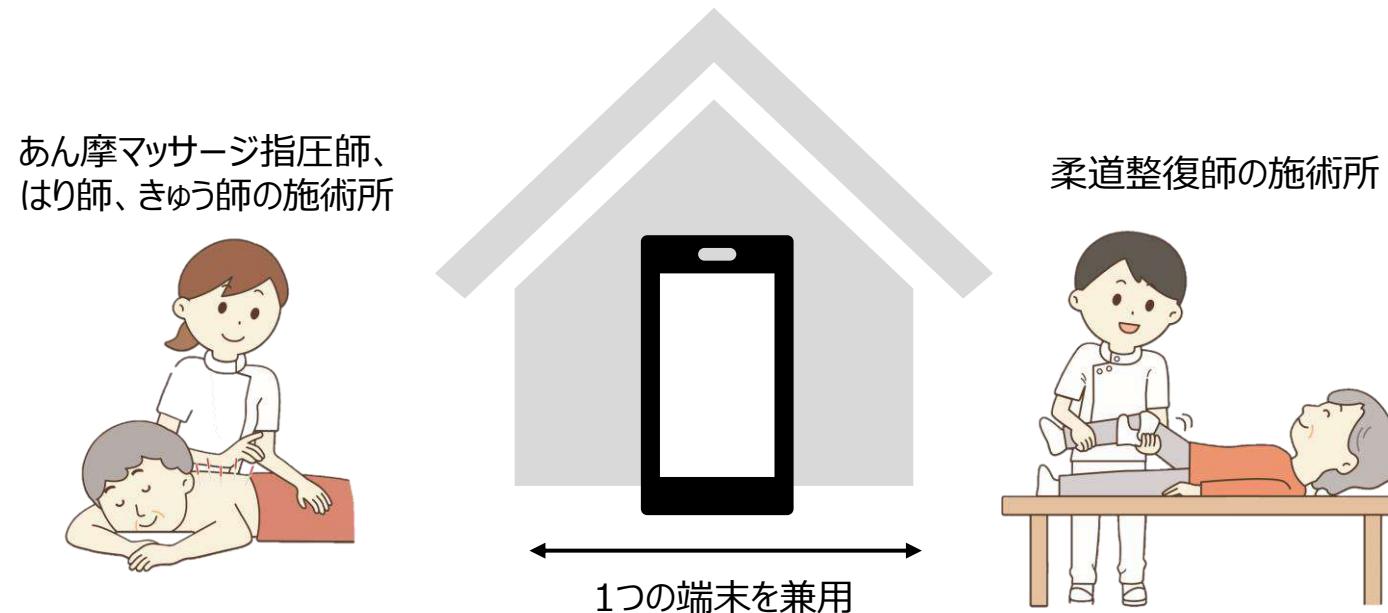
⇒ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所（※2）について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生（支）局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある。

（※2）上述の1～3に掲げる施術所を除く

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における併設時の対応について

- 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所においては、併設申告※を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。
- 併設申告を行い、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなしますが、併設申告を行わない場合は、両方の施設でのオンライン資格確認の導入が必要です。



※ 施術所等向け総合ポータルサイトから併設申告ができます。

手順については以下をご確認ください。

[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイト掲載記事へ)

施術所等向け総合ポータルサイト手順書>マイナ資格確認アプライアカウント関連>施術所における併設申告・取消手順書

3. 受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認 と療養費請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

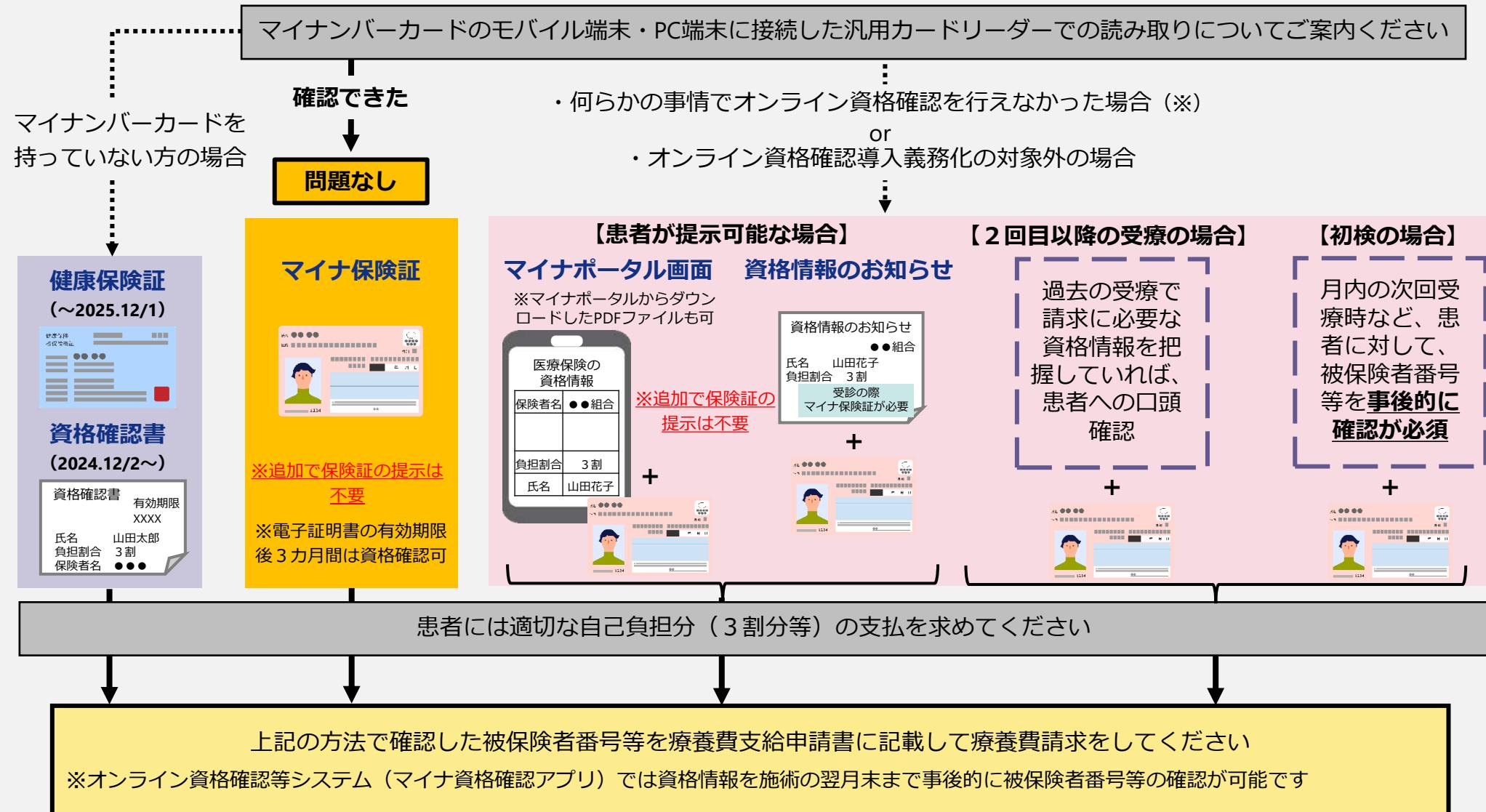
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料 3



(※) マイナンバーカードをかざしたが「資格情報なし」・「資格（無効）」と表示された場合
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等

マイナポータルでの資格情報画面

マイナポータルの画面

The screenshot shows the 'Health Insurance Card' section of the My Number Portal. It includes fields for 'My Number Card Use' (マイナンバーカード利用), 'Registration Status' (登録済), 'Qualification Information' (資格情報) dated 'Heisei 5/12/24', and a note about saving information from the bottom of the page. A red box highlights the note: 'この情報を保存' (Save this information). Below it, a note states: '医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能になります。' (When visiting a medical institution, if the IC chip is damaged and the card cannot be read, please present the saved PDF file screen along with the card at the counter to facilitate treatment.) Another note at the bottom says: '※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です' (A My Number Insurance Card is also required when visiting). A blue button at the bottom right says '端末に保存' (Save to device).

端末にダウンロードされるPDF

The PDF document is titled 'Medical Insurance Qualification Information' (医療保険の資格情報). It contains a note: 'この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。' (You cannot visit a medical institution with this screen alone. Please present it together with the My Number Insurance Card at the reception counter of the medical institution.) Below this is a table with the following data:

保存日時： 2024年2月1日 時点	
保険者名	XXXXXX健康保険組合
保険者番号	00000000
記号	1
番号	00000
枝番	00
氏名	XX XX

Below the table, there is another section for '70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者' (70-year-olds or those in the long-term care insurance scheme) with a table:

一部負担金割合	3割
有効期限	2024年7月31日

A red box highlights a note at the bottom: '(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。' (Note: In exceptional cases where the My Number Insurance Card cannot be read, you can present the saved PDF file along with the card at the reception counter to be treated. Additionally, 70-year-olds and those in the long-term care insurance scheme should be aware that their copay percentage may change when their valid period expires.)

資格情報のお知らせ（様式例）

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	<input type="radio"/> 割		
適用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

※ 70歳以上の場合は、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇〇年〇〇月〇〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00

氏名 佐藤 太郎

負担割合 割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

4. オンライン資格確認の導入手順

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 端末等の選定・購入

1

端末等の選定

- 各施設において以下に示すような機器が必要となります。
オンライン資格確認を実施できる機器の選定をお願いいたします。

施設



オンライン資格確認を実施する際に必要な機器

- PC (Windows) + 有線汎用カードリーダー

※現在業務でご使用のPC (Windows10、Windows11) でご利用可能なものもあります。



マイナ資格確認アプリを利用するには、拡張Lc/Le（拡張APDU）対応の汎用カードリーダーが必要です。

or

- スマートフォン



スマートフォン単体でマイナ資格確認アプリを利用するには、NFC対応かつ拡張Lc/Le（拡張APDU）に対応している必要があります。

or

- タブレット + Bluetooth汎用カードリーダー



タブレットでマイナ資格確認アプリを利用するには、拡張Lc/Le（拡張APDU）対応のBluetooth汎用カードリーダーが必要です。

2

購入

- 選定した端末等の機器を購入してください。

留意事項

- ✓ 購入した際の領収書は助成金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。

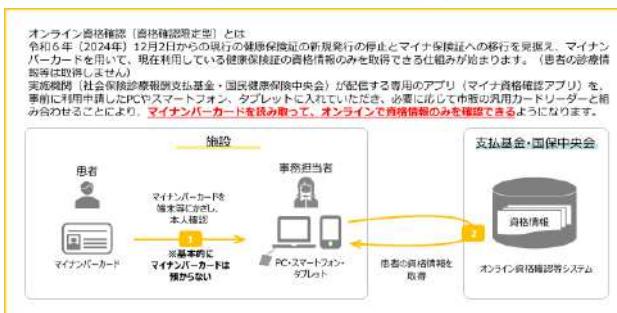
2-1. 導入

0

ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請や助成金等の各種申請には、施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録が必要になります。

ポータルサイトにアクセスいただき、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー（アカウント）登録をしていただきますようお願いいたします。



施術所等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

アクセスはこちらからも可能です ▶

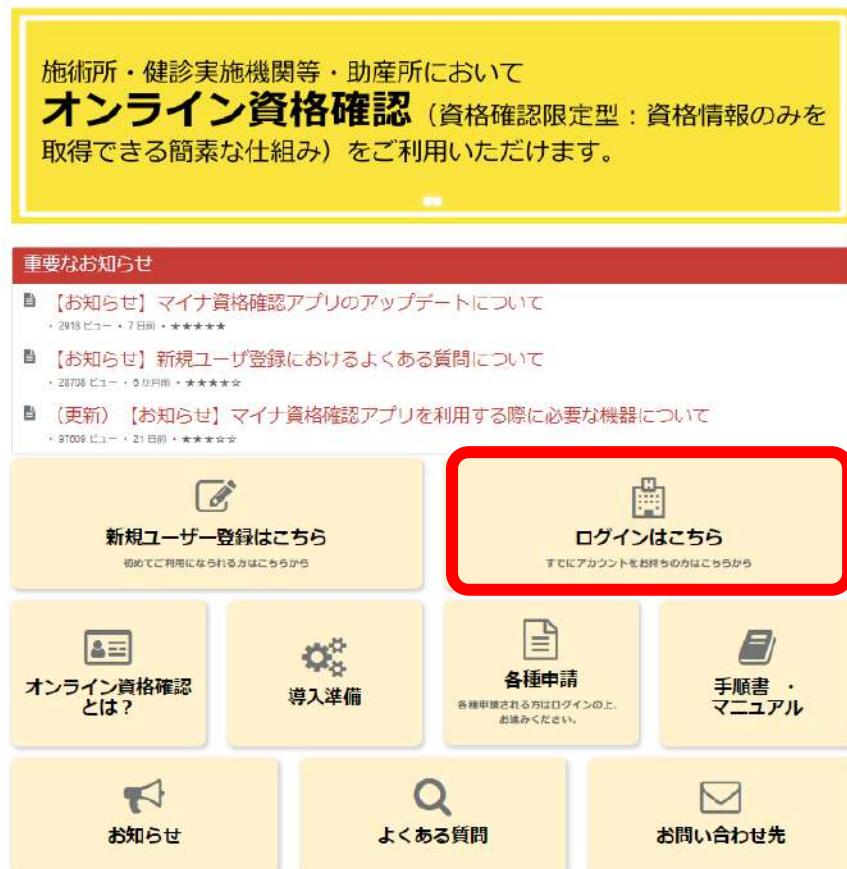


2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

『施術所等向け総合ポータルサイト』にログインし、「各種申請」をクリックします。



2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

各種申請の一覧画面から「利用開始申請」を押下します。

ホーム > 業務 > マイナ資格確認アプリ

検索

カテゴリ
マイナ資格確認アプリ

マイナ資格確認アプリ
マイナ資格確認アプリに関する情報についてご確認いただけます。

お知らせ
よくある質問
利用開始申請

運用開始日登録
助成金交付申請
交付決定通知書ダウンロード

資格確認アカウント管理
資格確認端末機器（アカウント...
資格確認アカウント申請状況

2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

「利用開始申請はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

マイナ資格確認アプリの利用開始申請

マイナ資格確認アプリの利用開始申請を実施していただくことで、施設でご準備いただいた端末にマイナ資格確認アプリを登録し、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認（資格確認限定型）を実施することができます。

利用開始申請の方法については、以下の資料をご確認ください。

[利用開始申請手順書](#)

[利用開始申請はこちら](#)

～利用開始申請からマイナ資格確認アプリ初期登録までの流れ～

①利用開始申請

上部「利用開始申請はこちら」のリンクから申請を行います。

②利用開始申請完了メール受信

最大1週間程度で利用開始申請の手続きが完了した旨を通知するメールが届きます。

③ユーザ設定情報の確認

ポータルサイトにログインし、マイナ資格確認アプリの初期登録に必要なマイナ資格確認アプリユーザ設定情報を確認します。

④マイナ資格確認アプリのインストール

施設でご準備いただいた端末にマイナ資格確認アプリをインストールします。

⑤マイナ資格確認アプリの初期登録

マイナ資格確認アプリを起動し利用規約を確認後、③で確認したユーザ設定情報を基に初期登録を完了します。

2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

マイナ資格確認アプリ利用施設の確認を行うため、以下①又は②の「施設の確認方法」を選択します。
※選択により入力項目が異なります。

- ① 支払基金又は地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。
- ② 書類を添付することで施設を確認します。
※証拠書類の添付が必須となります。
- ①による確認を基本とし、①で施設確認が行えない場合は、
②の証拠書類の添付により施設の確認を行ってください。

利用開始申請

こちらからマイナ資格確認アプリの利用開始申請を実施いただけます。

下記のとおりマイナ資格確認アプリの利用開始を申請します。

必須項目を入力してください。

～（申請者や施術所の情報が表示されます）～

マイナ資格確認アプリ利用開始申請入力欄

*施設の確認方法

マイナ資格確認アプリの利用にあたり、なりすましがないか等、利用施設の確認が必要となります。 ×
利用施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

①

支払基金または地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。

②

書類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

生年月日（西暦）

～（次ページ以降で説明）～

2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

申請画面で必要な情報を入力します。

▶施設の確認方法で①を選択した場合

■施術管理者（※）の生年月日（西暦）を入力し、「施設の確認」を押下します。

※施術管理者とは、施術所情報に表示されている登録記号番号を保有する施術者を指します。

■職員数

■申請台数

・1度の申請における上限台数は20台です。

業務に必要な台数のみをご申請ください。

（例：職員1人当たり2台など）

▶施設の確認方法で②を選択した場合

■受領委任承諾通知書のスキャン又は写真を添付します。

・受領委任承諾通知書は地方厚生（支）局から通知されます。

・添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限100MBまでのデータ容量となります。

■資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約を確認後、「上記の利用規約に同意します。」のチェックボックスにチェックを入れます。

The screenshot shows the 'Facility Confirmation Method' section of the application form. It includes two radio button options: ① 'Payment slip or地方厚生(支)局 submission slip' and ② 'Attachment of certificate'. Below this, there is a field for entering the birth date in Western calendar format, with instructions for selecting the date from the birth date list and pressing the 'Facility Confirmation' button. There is also a note about using the selected birth date only for facility confirmation. Further down, there is a section for entering the number of staff members, with a note that the limit is 20 per application. At the bottom, there is a checkbox for accepting the usage agreement, which includes a link to the detailed usage agreement terms.

*施設の確認方法 ①
マイナ資格確認アプリの利用にあたり、なりすましがないか等、利用施設の確認が必要となります。 ×
利用施設の確認方法について、以下の選択肢からお選びください。

① 支払基盤または地方厚生（支）局に提出済みの情報との照合により施設を確認します。
② 書類を添付することで施設を確認します。※証拠書類の添付が必須となります。

生年月日（西暦） ②
施術管理者（施術所情報欄に表示されている登録記号番号の方）の生年月日を選択（入力）し、「施設の確認」ボタンを押下してください。
選択（入力）いただいた生年月日は施設のみに使用されます。

施設の確認

*職員数（マイナ資格確認アプリを利用する職員数を入力してください。）

*申請台数（マイナ資格確認アプリを利用する端末機器の台数を入力してください。1度の申請における上限台数は20台です。業務に必要な台数のみをご申請ください。（例：職員1人当たり2台など）業務の都合上、21台以上の端末が必要な場合は、資格確認端末機器（アカウント）追加申請を行ってください。）

例) 3

資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約

*上記の利用規約に同意します。

書類の添付により施設の確認を行う場合は、以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。

- 受領委任承諾通知書

2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

必要な情報を全て入力した後、「送信」ボタンをクリックします。

- 「送信」ボタンの下に必須情報としてボタンが存在する場合は、各ボタンを押下し必須情報を入力後、「送信」ボタンを押下してください。
- 必須情報を全て入力するとボタンは表示されなくなります。

The screenshot shows two side-by-side views of a web-based application for 'Qualification Confirmation (Limited Type)'.
Left View: Shows a field labeled 'Employee count' with a note: 'Enter the number of employees using the My Number Qualification Confirmation Application.' Below it is a field for 'Number of applications' with a note: 'Enter the number of terminal devices used for application. The maximum number of applications per application is 20 units. If you need multiple units, apply separately for each unit. (Example: 1 employee corresponds to 2 units.)'. A sample value 'Example) 3' is shown. At the bottom, there's a checkbox for 'Agreement to the terms of use' with the note: 'By checking this box, you agree to the terms of use of the Qualification Confirmation Limited Type Online Qualification Confirmation System'.
Right View: Shows the same fields with the 'Employee count' field highlighted by a red rectangle. Below it is the 'Send' button, which is also highlighted by a red rectangle. The right view also includes a vertical scroll bar.

2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

入力項目に不備等がなければ確認画面が表示されます。
入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下します



2-1. 導入

1

オンライン資格確認（資格確認限定型）の利用申請

利用開始申請の手続が完了すると（※）、登録しているメールアドレス宛に、
from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより利用開始申請受付完了のメールが送付されます。

本メールが届きましたら、施術所等向け総合ポータルサイトでマイナ資格確認アプリを利用するためのアカウントが確認できます。

※ マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最大1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください

マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請について、
手続きが完了しましたので通知いたします。

施術所等向け総合ポータルサイト内に
マイナ資格確認アプリを利用するためのアカウントおよび
「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」ファイル（PDF）を掲載しております。

施術所等向け総合ポータルサイトにログインの上、
マイナ資格確認アプリの「資格確認アカウント管理」メニューよりご確認ください。

■ 施術所等向け総合ポータルサイト
<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。
※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。

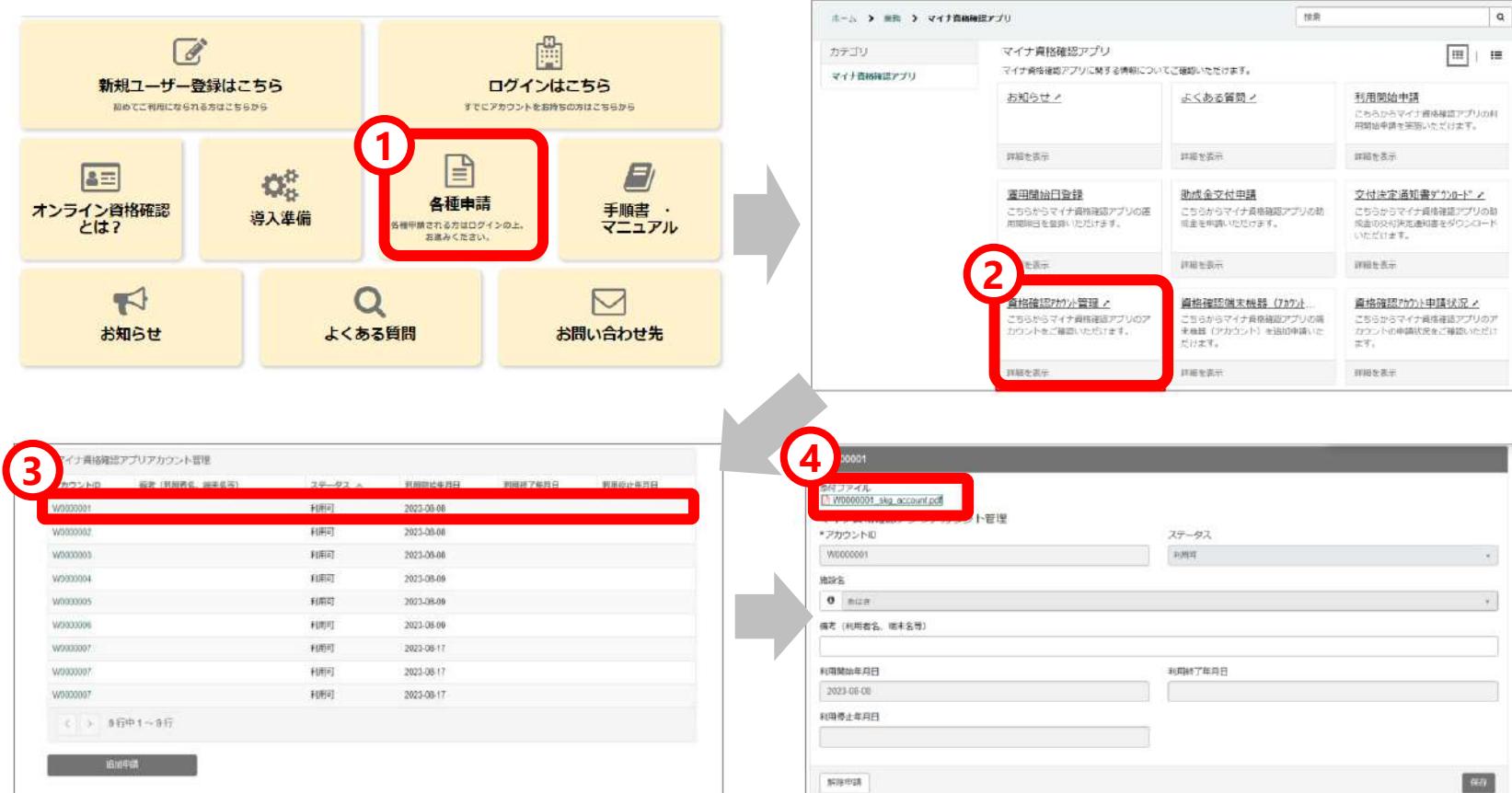
社会保険診療報酬支払基金（情報化企画部・情報化支援部）
国民健康保険中央会（医療保険情報提供等実施機関担当室）
オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
オンライン資格確認に関するお問い合わせ先
オンライン資格確認等センター：0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日 8：00～18：00 土曜日 8：00～16：00（いづれも祝日を除く）

2-1. 導入

2

アプリのダウンロード等の端末の設定

セットアップに必要な「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」を『施術所等向け総合ポータルサイト』から以下の手順でダウンロードします。



[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイト掲載記事へ)
「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報の確認手順書」を参照

2-1. 導入

2

アプリのダウンロード等の端末の設定

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアピリストアからダウンロードし、機器の設定等をお願いいたします。

モバイル端末等での手順

①App StoreやGoogle Play、
Microsoft Storeより「マイナ資格確
認アプリ」をダウンロード



iOS



Android

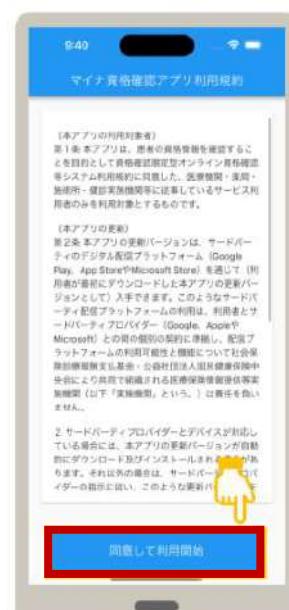


Windows

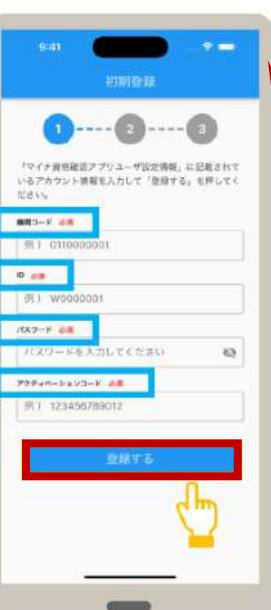
②利用規約を確認・同意



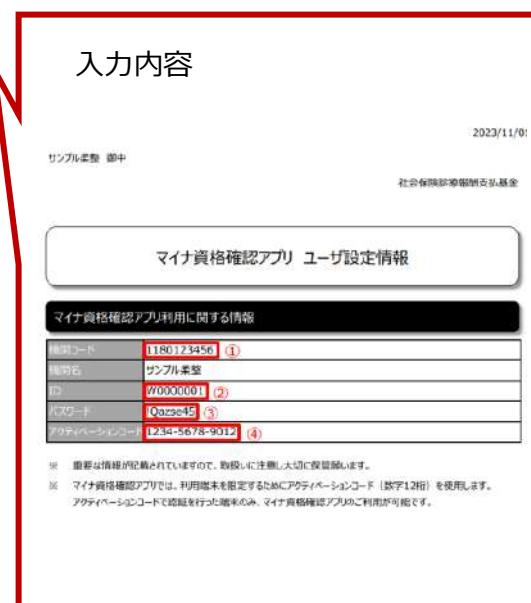
③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、
『登録する』をクリック



④ログイン時の
パスコードを入力



入力内容



[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイトへ)
「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照

2-2. 運用準備

受付業務等の変更点の確認

導入後の業務の理解

- 「マイナ資格確認アプリ」を導入した施術所等向けに運用マニュアルを公開しています。
業務の流れや留意事項等について、ご確認をお願いいたします。

運用マニュアル



自施設における変更点の確認

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を踏まえた受付業務等の流れの変更点の確認を行ってください。

具体的な作業内容例

- 自施設や居宅等における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。

●運用マニュアル

[★資格確認限定型オンライン資格確認等システム運用マニュアル](#)
(クリックでポータルサイト掲載記事へ)

3. 助成金申請

1

必要書類の準備（領収書等）

- 助成金申請に必要となる領収書を大切に保管し、申請に係る書類の準備をお願いいたします。
下記に記載の機器が財政支援の対象となります。

財政支援対象の機器



PC等に接続する
汎用カードリーダー



スマートフォン



タブレット

※対象の機種については、以下の「(更新) 【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について」をご確認ください。
(更新) 【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

申請時に必要となる添付書類

- 領収書（写）
- 領収書内訳書※
- 助成金振込先口座情報

※ 領収書内訳書はポータルサイト記事内
に記入様式のご用意がありますので、
ダウンロードしてご利用ください。



[領収書内訳書](#)

3. 助成金申請

2

助成金申請

導入完了後

- ポータルサイトから助成金申請を行ってください。

①施術所等向け総合ポータルサイト
にログイン

②各種申請をクリック

③助成金交付申請をクリック



手順の詳細は、下記リンクまたは右の二次元バーコードからご確認ください。

[手順書・マニュアル](#) (クリックで施術所等向け総合ポータルサイトへ)



[手順書・マニュアル](#)

※掲載されているドキュメントの中から、以下のものをご確認ください。

- ✓ ■すべての手順書・マニュアル
- 施術所等向け総合ポータルサイト手順書
- ✓ ジャンル：助成金申請
 - > 柔整・あはき施術所用助成金申請_手順書

5．オンライン資格確認導入後の施術所等における 資格確認の流れ

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

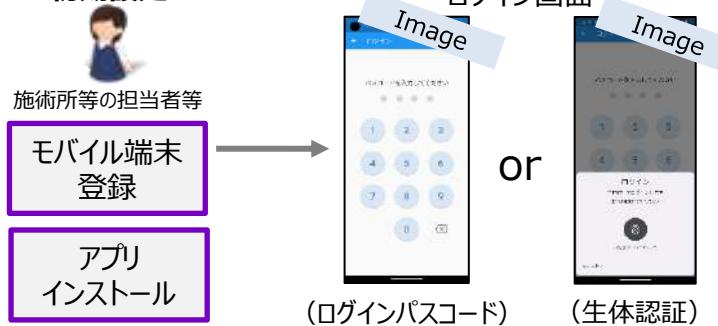
オンライン資格確認（資格確認限定型）におけるモバイル端末の画面操作イメージ

- 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後にモバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- パソコン端末上に資格情報が表示されます。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



(認証選択画面)

B：4桁の暗証番号入力

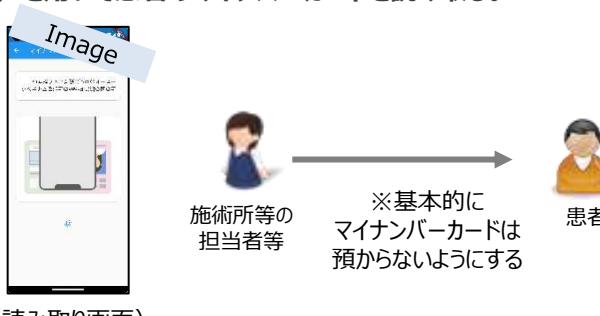
施術所等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



(PIN入力画面)

マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。

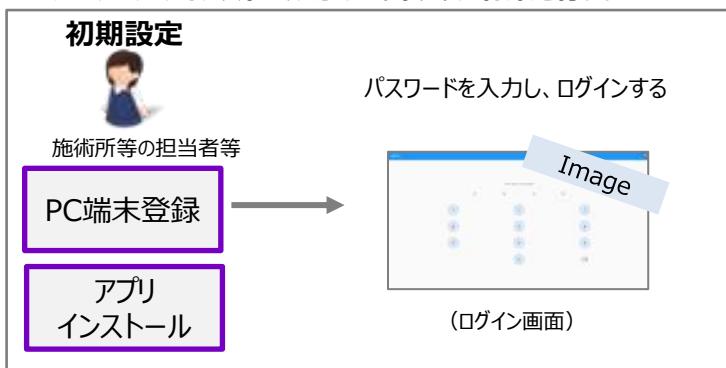


オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコン端末の画面操作イメージ

- 事前に「マイナ資格確認アプリ」の初期設定を完了した端末を用いて資格確認を行います。パスワードを入力し、アプリにログインします。
- 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコン端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- パソコン端末上に資格情報が表示されます。

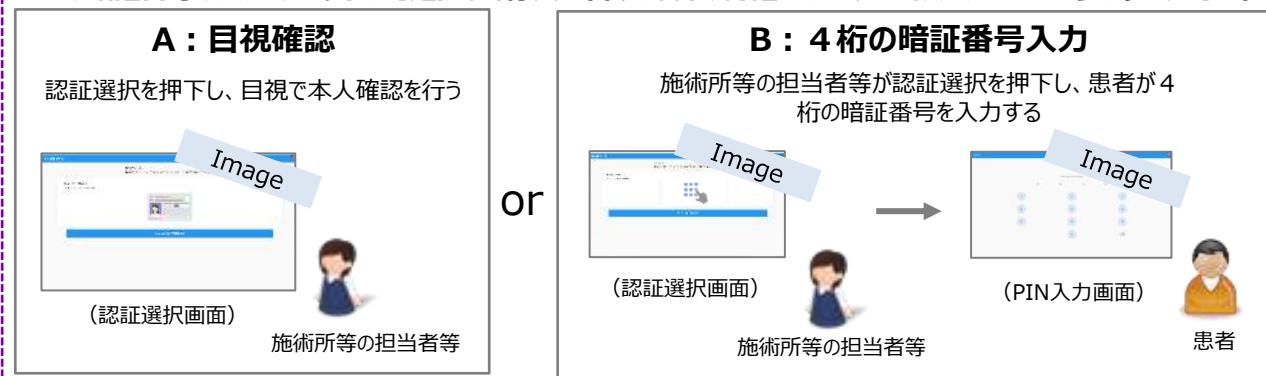
初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



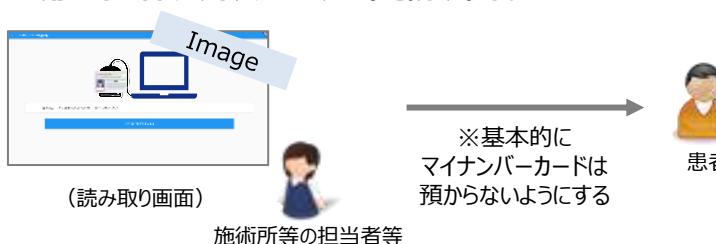
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において、過去に来院した患者の資格確認結果は、翌月末までは再度確認することができます。
- 資格確認結果は、音声読み上げやコピーが可能です。

過去に来院した患者の資格確認結果の確認

①右上のマークをクリック



②「セキュリティ設定」
をクリック



③「資格確認結果検索」
をクリック



④患者を選択



⑤資格情報が表示
右上「コピー」クリックで
コピー可能



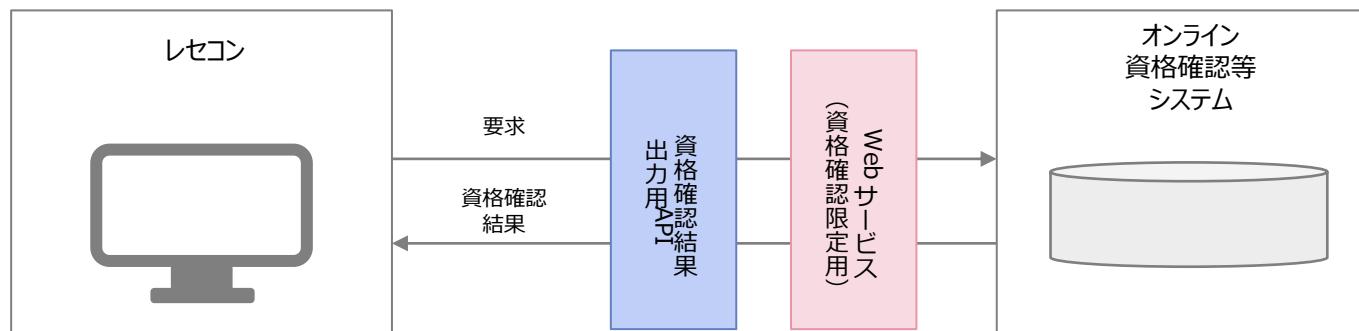
[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#)
[「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照](#)

資格情報の確認・閲覧について

- レセコンを導入している施術所については、セキュアに実施できる「レセコン連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式。令和6年12月末実装予定）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由して取得可能となります。

レセコン導入の施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。

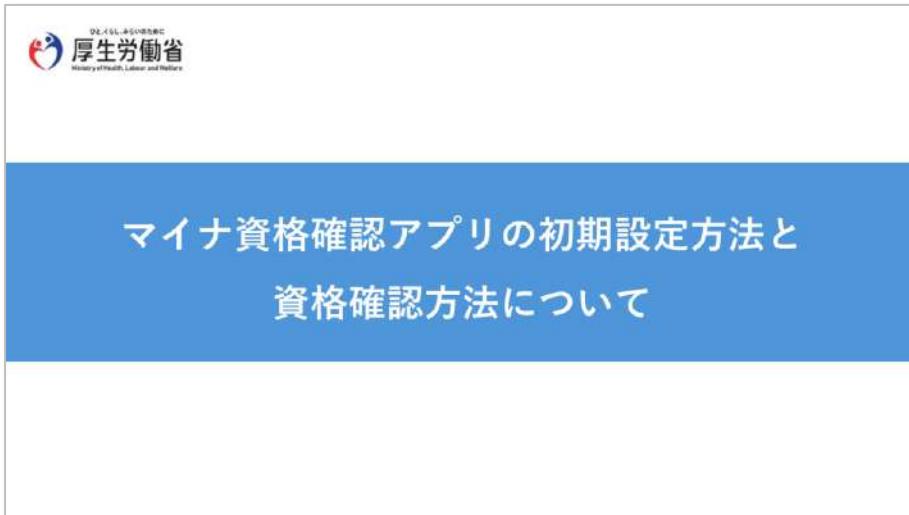


※ 資格確認した履歴は、施術の翌月末まで閲覧可能

※ レセコン連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

(参考) マイナ資格確認アプリの初期設定方法と資格確認方法について

- オンライン資格確認の導入手順と、オンライン資格確認導入後における資格確認の流れについては、手順を分かりやすくまとめた動画を作成しております。



下記リンクまたは右の二次元バーコードからご確認ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=Wm3vvWmY24k>



6. オンライン資格確認導入済み施設の公表

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- ・患者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する施術所を確認できるよう、厚生労働省HPにオンライン資格確認導入済み施術所のリストを掲載しております。
- ・このリストに掲載するため、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインをしていただき、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所はこちら

対象の施術所については、徐々に拡大していく予定です。

- ▶ [X 資格確認限定型（資格確認のみを行う簡素な仕組み）のオンライン資格確認を導入済みの施術所リスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応）【383KB】](#) □
(2024年10月13日)

※本リストは施術所からの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の施術所の事情によって変わることがございます。

●マイナンバーカードを利用できる施設の公開ページ

[マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ（国民向け） | 厚生労働省 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

オンライン資格確認の「運用開始日」の入力方法

- 運用開始日入力は、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

「各種申請」を押下



「運用開始日登録」を押下



マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力を押下



「運用開始日入力欄」を入力し、送信

マイナ資格確認アプリの運用開始日（又は運用開始予定日）をカレンダーから選択していただくか、半角数字で入力し、年月日の間に「-（ハイフン）」を入力してください。
例：2024-04-01

※ 以下URLからも運用開始日入力フォームへのアクセスが可能です。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=sc_cat_item&sys_id=52aa1eb6db7e611068e07845f396190c

7. マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ポスター・リーフレット等について

- 厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物（ポスター・リーフレット）をダウンロードいただけます。ぜひ周知にご活用ください。

マイナンバーカードのご利用呼びかけポスター



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312794.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312810.pdf>



配布用リーフレット（保険証利用登録方法）



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312811.pdf>



8. 施術所等向け総合ポータルサイト・問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

施術所等向け総合ポータルサイトのご案内

- 施術所等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認(資格確認限定型)に関する最新情報を発信しています。ユーザー（アカウント）登録の上、定期的にお知らせ等のご確認をお願いいたします。

施術所・健診実施機関等・助産所において
オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて
- 2022年1月～6月頃 - ****＊＊
- 【お知らせ】新規ユーザ登録におけるよくある質問について
- 2022年1月～1月頃 - ****＊＊
- 【更新】【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について
- 2022年1月～1日頃 - ****＊＊

 新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用される方はこちら

 ログインはこちら
すでに登録された方はこちら

 オンライン資格確認とは?
-? -

 登入準備
-? -

 各種申請
各種申請される方はログインの上、お進みください。

 手帳書・マニュアル
-? -

 お知らせ
-? -

 よくある質問
-? -

 お問い合わせ先
-? -

オンライン資格確認（資格確認限定型）とは
令和5年1月（2023年1月）より、12月から現在の現行の健診実施機関の新規登録の停止とマイナ保険証への移行を見据え、マイナンバーカードにて現在利用している健保保険証の資格情報を取得できる仕組みが導かれます。（※各の診療料金等も併せて）
施術所（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体）が運営する専門のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を事前に利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、必要に応じて専用の汎用カードリーダーと一緒に合わせることにより、マイナバーカードを読み取って、オンラインで資格情報を確認できるようになります。

施設
患者
マイナバーカード
マイナバーカードを読み取る
本人確認
※基本的にマイナバーカードは読み取れない
支事務担当者
PCスマートフォン
専用の資格情報
読み取る
支払基金・国保中央会
資格情報
オンライン資格確認システム

施術所等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

アクセスはこちらからも可能です ▶



問い合わせ先のご案内

- オンライン資格確認(資格確認限定型)の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

オンライン資格確認等
コールセンター

電話



- 営業時間: 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- 電話番号: 0800-080-4583（通話無料）

問い合わせフォーム



操作手順

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者からメールで回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

よくある質問

Question

Q. マイナンバーカードの読み取りには、どのような準備が必要ですか？
患者のスマートフォンは使用できますか？

Answer

A. 各施術所で必要な機器 (PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末)を準備いただく必要があります。 患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末は、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされていることが必要です。

※PC・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

Q. 業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

A. 必要な機器(PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等)の購入等の費用を対象に、基準とする事業額4.1万円を上限に実費補助 (いわゆる10/10の補助)を行います。

※ポータルサイトから助成金の申請が必要です。ポータルサイトへのユーザー（アカウント）登録後、申請方法をご確認いただき、申請フォームからご申請ください。

Q. 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」を併設している施術所は、それぞれ別にオンライン資格確認を導入する必要がありますか？

A. 「柔道整復の施術所」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所」を併設していて、両方の施術所が受領委任の取り扱いを行っている場合は、任意で併設申告を行うことにより、1つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することで、義務を果たしていることになります。その場合、補助の対象もオンライン資格確認を導入した1施設分となります。

※併設申告を行わず、それぞれの施設でオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入をする場合は、補助の対象も各施設が対象となります。